

人と自然が響きあう『ハーモニーガーデン上里』

第四期関根町政スタート



5月12日(月)
関根町長初登庁

『住んでよかったまち 上里』

住んでみたいまち 上里』

の実現に向けて

上里町長 関根孝道



町民の皆さまへ、四期目の町長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。木々の緑が鮮やかに風薫る候、町民の皆さまにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、去る4月20日執行の上里町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ関係各位からの力強いご支援をいただき、四期目の当選を果たし、5月11日から四期目の町政がスタートいたしました。改めて、上里町長としてリーダーシップを取り、誠心誠意、上里町発展のため取り組む決意であります。

そして、引き続き、第四次上里町総合振興計画の将来像である「人と自然が響きあう」ハーモニーガーデン上里“」の実現に向けて、豊かな自然環境を生かし、開かれた町政の実現を目指し、積極的に各種施策を推進してまいりたいと考えております。

現在、町を取り巻く社会経済情勢は、超高齢社会や少子化問題、環境、雇用、産業の活性化など多くの課題を抱えており、人口が減少する時代となり量から質へ、ハードからソフトへのまちづくり、災害に強く、持続可能な社会づくり、行政運営が求められる状況となっております。

このような中、私は町民の健康づくり、福祉と子育て支援、都市基盤の整備、学びとふれあい、安全安心のまちづくり、町民との協働、自律し安定した財政運

営を重点施策として位置づけ、それぞれの分野ごとに、この任期中積極的に推進してまいります。

また、町の重要課題であります上里サーブエリア周辺地区整備事業の推進、公立保育園や老人センターの整備、神保原駅南の公園整備、小中学校校舎の改修など重要なプロジェクトの達成に向け、全力で取り組んでまいります。

明るく住みよい上里町をつくるため、熱意と誠意をもって頑張つてまいりますので、町民の皆さまにおかれましては、今後ともご協力とご支援のほど重ねてお願い申し上げます。四期目の就任にあたってのごあいさつといたします。

上里中学校 特別教室棟建設工事が始まります！



町では、学校施設の耐震化を進めています。上里中学校は、昨年11月に校舎棟が完成し、Ⅰ期工事が完了しました。平成26年度からはⅡ期工事が始まり、特別教室棟の建設に着手します。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、教育環境の改善と整備充実を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

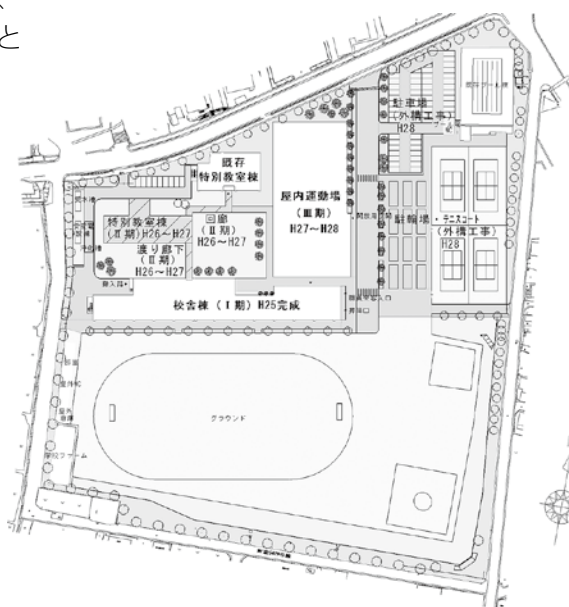
Ⅱ期工事概要

特別教室棟建設

- ・鉄筋コンクリート造3階建
- ・延床面積 1679.94㎡

旧特別教室棟解体

- ・鉄筋コンクリート造3階建
- ・延床面積 1176.87㎡



「地域支え合いマップ」への登録について

町では、ひとり暮らしの高齢者等に対する地域住民の見守りや、災害時の避難支援に結びつけることを目的に「地域支え合いマップ」を作成しています。

「地域支え合いマップ」は地域ごとに（行政区を最大単位として）援護が必要な世帯や援護をしてくださる方の情報を住宅地図等に記載し、各行政区の区長および民生委員・児童委員がこの情報を所持することで、日ごろの声かけや災害が起きたときの安否確認、避難の手助けなどに役立てるものです。登録（支援）を希望される方は、町民福祉課社会福祉係までお問い合わせまたは地域の民生委員・児童委員の訪問時等にお気軽にご相談ください。

問合せ…町民福祉課社会福祉係 【☎35-1224】

平成26年度

区長会役員構成を お知らせします

会 長	瀬下 高志	
副会長	戸矢 活夫	山口 源治
	高橋 誠	猪岡 壽
理 事	田中 三男	浅見 敏朗
	戸矢 建作	秋山 恒昭
	金子 一男	—
監 事	小林 義明	坂本 和俊

平成26年度 個人住民税の税額決定・納税通知書を発送します

平成26年度個人住民税（個人町民税・県民税）の税額決定・納税通知書を、6月9日（月）（予定）に本人宛てに郵送します。（給与から差し引かれる「特別徴収税額の決定通知書」は、すでに勤務先へ5月12日（月）に送付しています。）

個人住民税は、町や県のサービスを行うために必要な費用を、その負担能力に応じて広く負担していただく税です。その年の1月1日現在の住所地で前年中の所得に基づいて課税されます。税額は、均等に負担していただく「均等割」と、前年の所得に応じて納めていただく「所得割」の合計額です。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221内線1131～1133】

税額について

（均等割の税額）

5,000円（町民税3,500円＋県民税1,500円）

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から均等割の年額が1,000円（町民税500円、県民税500円）引き上げられました。

（所得割の税額）

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率10%（町民税6%＋県民税4%）を掛けて計算されます。

所得割額 = 課税所得金額（所得金額 - 所得控除額）× 税率10% - 税額控除額

※退職所得、土地・株式等の分離課税の譲渡所得等については、特別の計算を行います。

納税方法について

個人住民税の納税方法は、①普通徴収、②給与からの特別徴収、③公的年金からの特別徴収があります。その方の年齢や所得等の状況によりこの3つの納税方法が組み合わさることもあります。また、就職や退職などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

①普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

（平成26年度の普通徴収の納期限）

【第1期】 6月30日（月）	【第2期】 9月1日（月）
【第3期】 10月31日（金）	【第4期】 平成27年1月5日（月）

②給与からの特別徴収

給与支払者（事業主）が、従業員の個人住民税を6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払いを受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

③公的年金からの特別徴収

年金保険者が、4月1日現在、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方の公的年金等の所得に係る個人住民税を年金から引き落として納めていただきます。ただし、年度途中で他市町村へ転出された場合や徴収税額が変更になった場合等には、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

平成26年度から初めて年金特別徴収となる場合や、平成25年度中に年金特別徴収が中止となった場合は、平成26年度の第1期と第2期の納付額は、「普通徴収」で納めていただきます。特別徴収の開始は、10月支給分の年金からとなり、平成26年度の残りを3分割（10月・12月・2月）して、年金から引き落として納めていただくことになります。

平成25年度から引き続き年金特別徴収となる場合は、平成26年4月以降は、2月に引き落とした税額と同額を4月・6月・8月の年金支給分から特別徴収（仮徴収）します。10月支給分からは、仮徴収した後の残りの税額を、10月・12月・2月分で3分割し特別徴収（本徴収）します。

妻(配偶者)のパート収入と税金について

【質問】 私は夫の扶養になっています。パート収入がどのくらいまでだったら扶養でいられるのでしょうか。また、パート収入がどのくらいになると税金がかかるのでしょうか。なお、私にはパート収入以外はありません。

【答え】 税法上の扶養となれるのは、給与が年収103万円以下の方です。この範囲ですと、本人の所得税は非課税です。しかし、個人住民税は、年収93万円を超えると課税になります。また、夫も妻の収入103万円までは配偶者控除、103万円から141万円未満までは配偶者特別控除が受けられます。なお、「税金の扶養」と「健康保険の扶養」は異なります。健康保険の扶養の要件については、夫の職場の担当者にお問い合わせください。

パート収入 (1月1日～12月31日まで)	あなた自身に税金がかかるかどうか		夫が配偶者控除を受けられるかどうか	
	個人住民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	かからない	かからない	受けられる	—
93万円超～103万円以下	かかる	かからない	受けられる	—
103万円超～141万円未満	かかる	かかる	—	受けられる
141万円以上	かかる	かかる	—	受けられない

※夫の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除を受けることができません。

※配偶者以外の親族については、給与収入103万円以下が扶養控除の範囲となります。

納税相談はお早めに

病気や事業の廃止あるいは災害等により納期内納税が困難な場合には、分割納付等の方法があります。このほか納付できない一定の要件があると認められる場合は、徴収を猶予する制度もあります。納税することが難しい場合は、早めにご相談ください。

また、納税が困難である特段の事情があり、一定の要件を備えている人は、申請により、減免を受けられる場合があります。その場合は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書を提出する必要があります。なお、適用には審査があり、申請によって必ず適用されるものではありませんのでご注意ください。

納税相談窓口 休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆6月の開庁日

○休日（午前8時30分～正午） **6月8日(日)**

○夜間（午後8時まで） **6月25日(水)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係 **【☎35-1220】**

町県民税第1期の納期限は6月30日(月)です

納税には便利な口座振替をご利用ください

納税推進コールセンターを開設しています

町では、町税等が未納の方に対し、委託民間会社から電話で未納のお知らせを行い、早期の納付を呼びかけています。コールセンターでは、必ず「上里町納税推進コールセンターの〇〇です」と名乗り、納め忘れの税目、期別、税額などを確認します。

コールセンターでは次のようなことは決して行いません

- ①直接現金を取りに伺う
- ②金融機関や口座を指定し、振込みを依頼する
- ③A T Mによる振込み操作を指示する

問合せ…税務課収税係 **【☎35-1220】**

平成26年度(平成25年分)

課税(非課税)証明書・所得証明書の発行

平成26年度(平成25年分)の課税(非課税)証明書・所得証明書は、6月9日(月)(予定)から発行します。発行手数料は1通につき150円です。請求には、本人確認できるもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の提示が必要です。

※代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した委任状が必要になります。

◆課税証明書等を発行できる方

平成26年1月1日現在、上里町に住所のあった方で、次の①～④のいずれかに該当する方です。

- ①住民税(町民税・県民税)の申告をした方
- ②所得税の確定申告をした方
- ③勤務している会社等から「給与支払報告書」が町へ提出されている方
- ④年金支払者から「年金支払報告書」が町へ提出されている方

※①～④以外の方は、町に課税資料がないため、証明書を発行することができません。その場合は、申告をしていただき、町民税・県民税の税額を決定する必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかりますのでご了承ください。また、収入がない方や、家族の扶養になっている方も①～④に該当しない場合は申告が必要です。(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます。)

問合せ…税務課住民税係

【☎35-1221内線1131～1133】

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

対 象…基準日（平成26年1月1日）に上里町に住民登録が

あり、平成26年度の住民税（均等割）が課税されていない方

※課税されている方に扶養されている場合や、生活保護を受給されている場合等は対象になりません。

支給額…1人当たり10,000円

※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者等については5,000円を加算します。

申 請…該当者と思われる方には、6月下旬に申請書を送付し、7月1日（火）から窓口で申請を受け付けます。申請書が届かない場合は、町役場窓口で申請書を用意しますので窓口で申請してください。なお、平成26年度の住民税の申告をしていない方については支給ができませんので、申告の上、申請をお願いします。

問合せ…町民福祉課社会福祉係 【☎35-1224】



4月から消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、住民税（均等割）が課税されていない方や児童手当受給者に、臨時的に給付金を支給します。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置として実施するものです。

対 象…基準日（平成26年1月1日）に上里町に住民登録

があり、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方（別表）

対象児童…支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者等は対象となりません。

支 給 額…対象児童1人当たり10,000円

申請方法…該当者と思われる方には、6月下旬に申請書を送付し、7月1日（火）から郵便または窓口で申請を受け付けます。申請書が届かない場合は、支給対象でない場合もありますので、お問い合わせください。

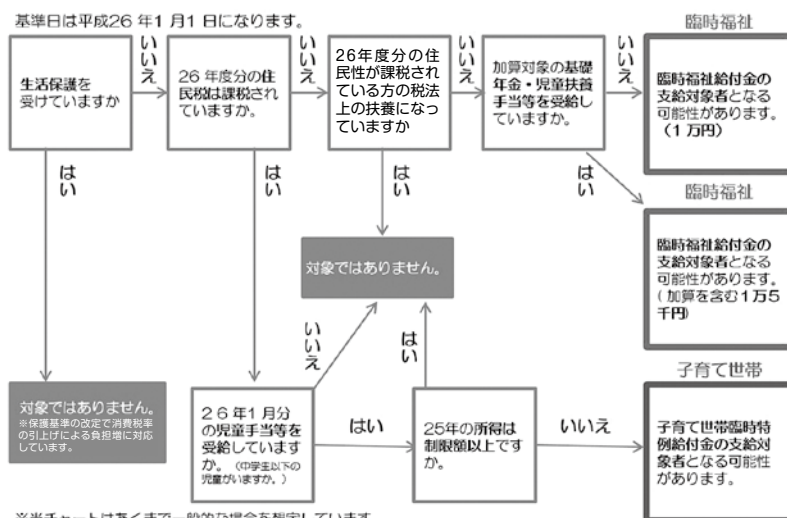
問 合 せ…子育て共生課子育て支援係 【☎35-1236】



別表【児童手当の所得制限限度額】

区分 (扶養親族等の数)	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1

対象者診断チャート



上里町国民健康保険、
埼玉県後期高齢者医療制度ご加入の方へ

6月9日(月)から

健康診査の電話申込を開始します！

40歳以上の上里町国民健康保険加入者および埼玉県後期高齢者医療制度加入者を対象に、6月から健康診査を実施いたします。これからの申し込みについて、さらに多くの方に受診していただくため、4月に郵送した申込書のほか、6月9日(月)から電話での申し込みも受け付けます。

受診可能な日程についてはお問い合わせください。また、予約日の変更などもお早めにご連絡ください。

すでに申し込みをされている方には、順次受診券を郵送しています。日程等をご確認の上、忘れずに受診してください。

◇7月以降の健康診査日程

7月7日(月)・8日(火)・9日(水)・10日(木)・11日(金)・12日(土)
※7月健診日はすでに定員となっている日もあります。
8月25日(月)・26日(火)・27日(水)・28日(木)・29日(金)
10月27日(月)・28日(火)

受付時間…午後1時～2時

会場…ワープ上里(上里町文化振興協会)

費用…1,000円

(町民税非課税世帯の方は無料)

◇健康診査検査内容

問診、理学的検査(身体診察)、身長・体重・腹囲の測定、BMI(肥満度)の判定、
血圧測定、尿検査、血液検査(肝機能・血中脂質・血糖・貧血・腎機能)、心電図検査、
眼底検査

申込先・問合せ…健康保険課医療年金係
【☎35-1222】

国民年金コーナー No.358

国民年金保険料の免除制度について

経済的な理由や災害等により保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。被保険者の方々の負担能力に対応できるよう、段階別の免除基準があります。

- 本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下であることが免除の対象条件となります。
- また、災害や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えてください。
- 申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

26年7月以降の国民年金保険料免除申請は7月から受け付けます。保険料の免除を希望される方は7月1日以降に申請の手続きをしてください。

※26年4月から、申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって免除申請できるようになりました。未納期間がある方は、早めの手続きをお願いします。

【免除の対象となる所得の目安】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯(夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】・熊谷年金事務所【☎048-522-5012】

七本木児童館「ママビクス教室」

日時…6月26日(木)、午前10時30分～11時30分

会場…七本木児童館

内容…親子で一緒に音楽に合わせて運動をする

対象…歩行可能な幼児とその保護者

講師…入 美由紀氏

定員…先着20組

費用…無料

申込…6月3日(火)、午前9時～

申込先・問合せ…七本木児童館【☎35-1356】

精神保健学習会

「ご存知ですか？うつ病・うつ状態」

日時…7月9日(水)、午後1時30分～3時30分

会場…早稲田リサーチパーク3階

レクチャールーム(1)

内容…うつ病についての知識と基本的な対応

定員…100名(先着順)

講師…菊池礼子氏(臨床心理士)

申込先・問合せ…本庄保健所【☎22-6481】